

6 北区

(1) 北区の特性と現況

1) 北区の概況・特性・役割

熊本市の北部に位置し、五つの区の中でもっとも面積が大きい区です。区南部は計画的に開発された市街地が広がる一方で、立田山や白川・八景水谷水源といった自然環境と共存しており、区北部は国道3号を軸に市街地が広がり、その後背地では豊かな農業生産環境に恵まれるなど自然豊かな地域となっています。また、文化・歴史では、田原坂、武蔵塚等の史跡が立地するとともに、植木温泉や梶尾温泉など癒しを得られる場所に富み、「食」「歴史」「自然」「温泉地」に恵まれた暮らしやすい地域です。

《北区の役割》

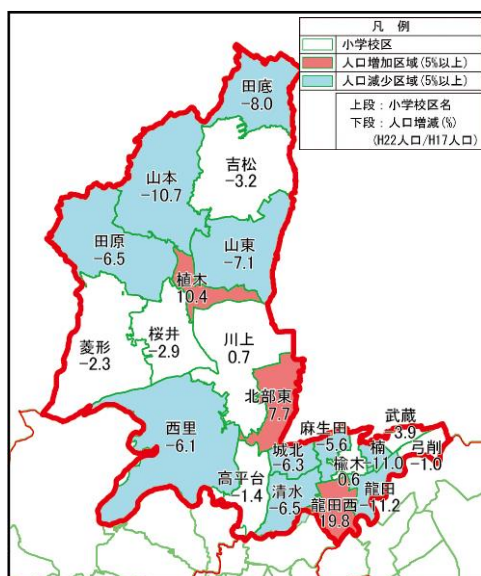
- ・福岡・久留米方面から本市への北の玄関口
- ・温泉や歴史文化を有した観光拠点（植木温泉、田原坂、武蔵塚など）
- ・農産物の生産拠点（スイカ、メロンなど施設栽培）及び食品工業団地による生活者交流拠点（フードパル熊本）
- ・豊かな自然環境拠点（立田山、八景水谷など）

2) 人 口

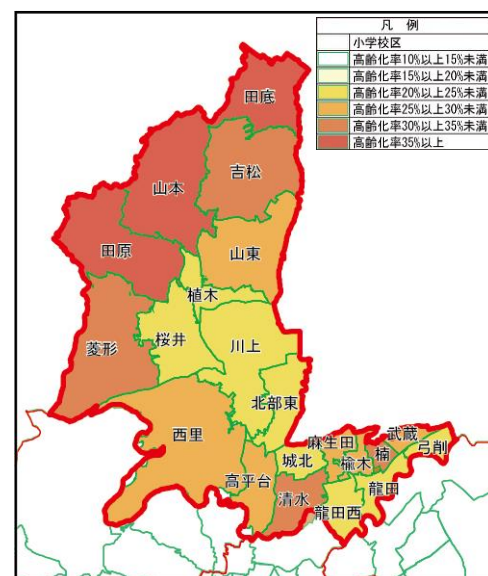
- ・人口は、平成27年現在143,131人で、全市の約20%を占め、5年前に比べ約2,500人減少しております。
- ・15歳未満、65歳以上の人口が全市に比べてやや高く、15～64歳の生産年齢人口が低くなっています。
- ・自然的土地利用が多いため、人口密度は12.4人/haと低密です。
- ・市街化区域は区域面積の約21%を占める状況です。
- ・小学校区別にみると、植木、北部東、龍田西校区で人口が5%以上増加しています。一方、山本、楠、龍田などの校区では人口が5%以上も減少しています。
- ・高齢化率は、田底、山本、田原校区で35%以上と高く、それ以外の校区においても高齢化が進行しています。

	北区	熊本市
面積 (ha)	11,534	39,032
人口 H27 (人)	143,131	740,822
3区分別	15歳未満	14.3
人口割合 (%)	15～64歳	59.0
	65歳以上	26.2
人口増減 H27/H22	0.98	1.01
人口密度 H27 (人/ha)	12.4	19.0
1世帯あたり人員 H27	2.59	2.35
市街化区域の面積割合 (%)	21.6	27.3

資料：面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調査(H28.10.1)」
人口は国勢調査



▲ 小学校区別の人口動向 (H27/H22)

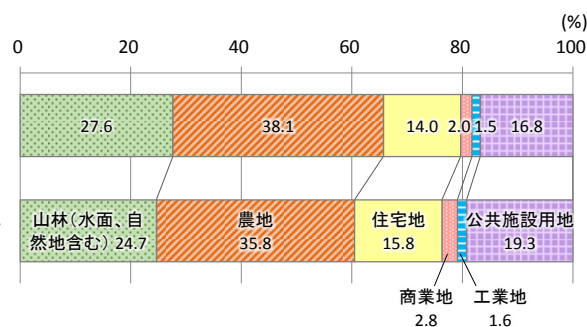


▲ 小学校区別の高齢化率 (H27)

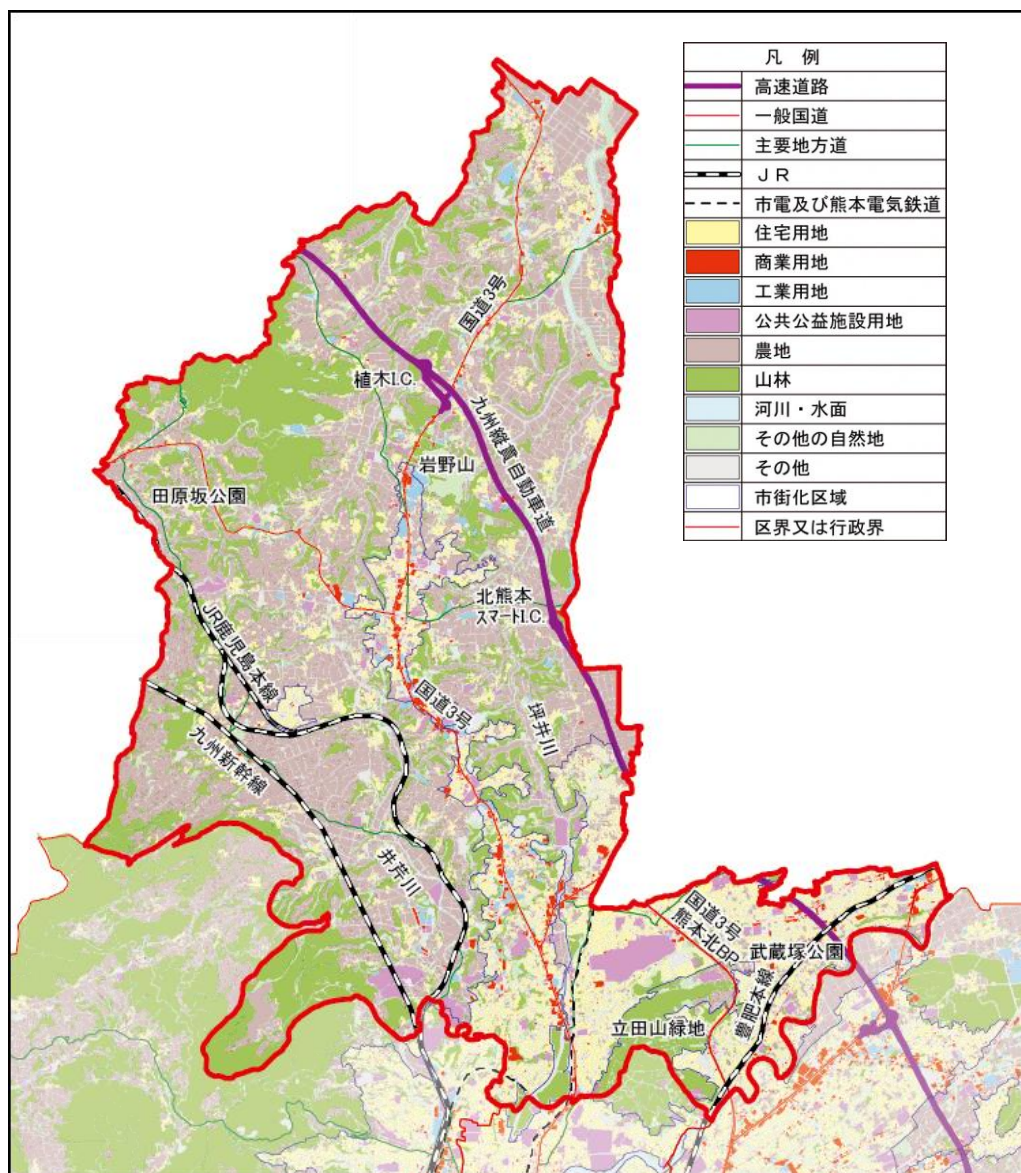
資料：国勢調査

3) 土地利用

- 農地・山林の自然的土地利用が約 66%を占め、住宅・商業・工業・公共施設用地の都市的土地利用は約 34%です。
- 区の南東部には、計画的に開発された団地などの住宅市街地が広がっています。また、北部・植木地区では農地が広がっており、スイカやメロンなどの施設野菜の栽培が盛んに行われています。
- 住宅地、商業地ともに、全市に比べて少ない区となっています。
- スーパーなどの商業施設は、地域拠点周辺及び国道 3 号など幹線道路沿線に立地が多く見られます。



▲ 土地利用構成

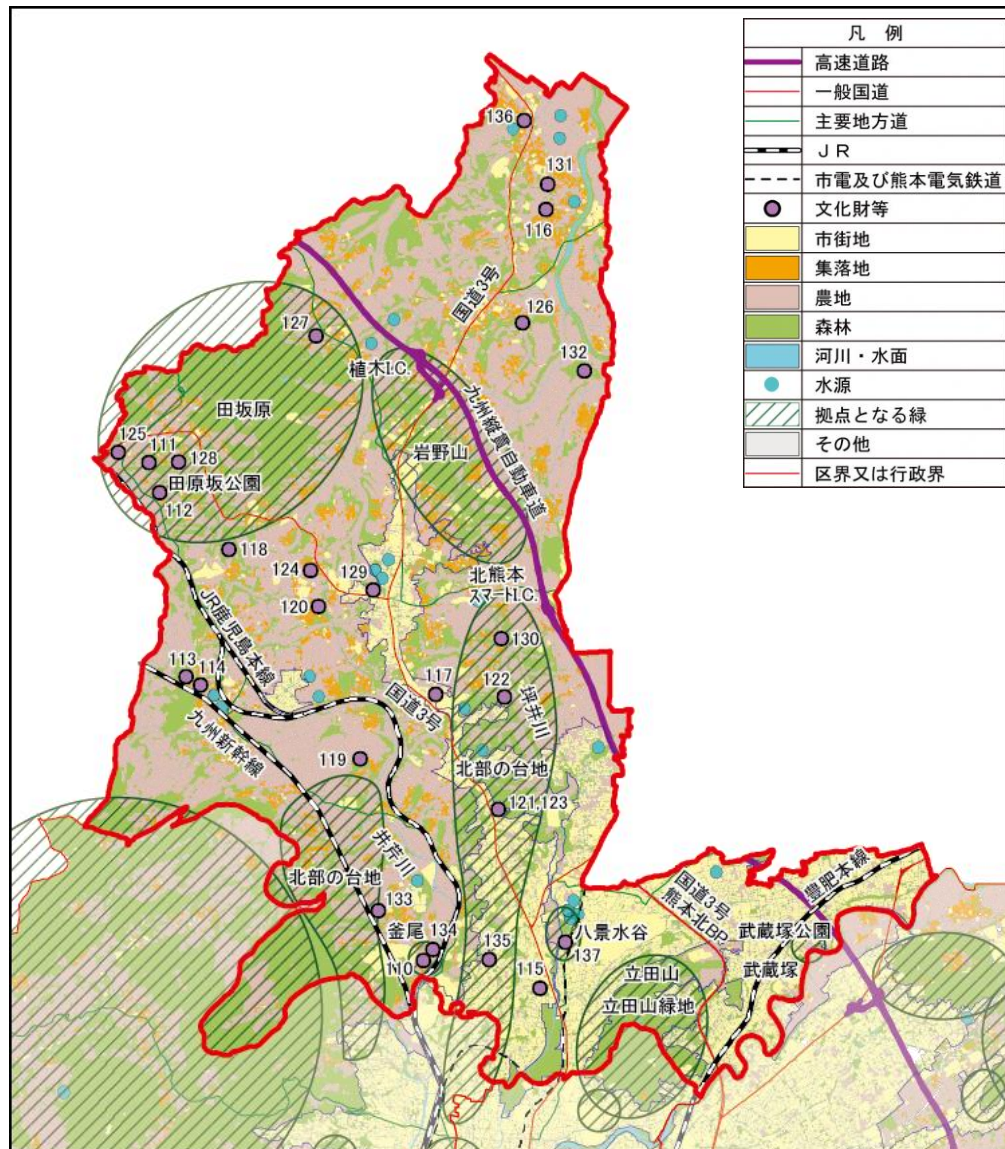


▲ 土地利用状況

※土地利用状況は、H24 熊本市都市計画基礎調査のデータに基づき作成。

4) 区が誇る資源・資産（文化財や自然環境）

- ・北部丘陵地には、史跡田原坂や慈恩寺経塚古墳、円台寺磨崖仏群といった史跡や建造物などの文化財が見られます。
- ・武蔵塚公園や田原坂公園、植木温泉等をはじめ、区内には多くの資源・資産が点在しています。
- ・区の南部には立田山や坪井川、井芹川沿いに連なる北部台地の斜面緑地があり、市街地の背景緑地となり、森の都の市街地景観を形成しています。



▲ 自然・景観・歴史資源

※土地利用状況は、H24 熊本市都市計画基礎調査のデータに基づき作成。
史跡・天然記念物、文化財等はH29.4.1 現在。

▼ 文化財一覧表

No.	名 称	No.	名 称	No.	名 称
110	釜尾古墳	120	滴水のイチョウ	130	井上横穴群
111	西南戦争遺跡	121	四方寄六地藏付庚申塔	131	平島支石墓
112	船底五輪塔附板碑二基	122	平井宮庚申塔	132	高熊古墳
113	円台寺の石造笠塔婆	123	御馬下の角小屋	133	瑞巖寺跡
114	円台寺磨崖仏群	124	鞍掛字阿弥陀堂の板碑(字は、市指定時に決定)	134	釜尾天神のイチイガシ
115	稲荷山古墳	125	豊岡の眼鏡橋	135	徳王の桜
116	慈恩寺経塚古墳	126	服部の五輪塔	136	宮原菅原神社のイチイガシ
117	明徳官軍墓地	127	砥石の宝篋印塔	137	熊本市水道記念館(旧八景水谷貯水池ポンプ場)
118	七本官軍墓地	128	田原の五輪塔附板碑		
119	寂心さんの樟	129	舞尾の六地藏板碑		

5) 暮らしの環境（都市施設など）

（都市施設）

- 九州縦貫自動車道には植木インターチェンジがあり、北熊本スマートインターチェンジの整備も行われています。
- 国道3号が中心市街地から清水地区、北部地区、植木地区を経由し山鹿方面へ通過しています。国道3号熊本北バイパスと植木バイパスの一部、都市計画道路熊本西環状線等が開通し、大分方面へ向かう中九州横断道路と熊本環状連絡道路が計画されています。
- 区内の都市計画道路決定延長は約56km、整備率は約28%となっています。
- 区内の都市計画公園等の開設面積は約93ha、区民一人当たり面積は約6.4㎡/人で、全市を下回っていますが、農地や山地などが多く良好な自然環境を形成しています。

都市計画道路	北区	熊本市
都市計画決定延長(m)	60,990	258,970
整備率(%)	27.9	62.9
都市公園等	北区	熊本市
公園緑地開設面積(ha)	96.7	707.5
区民一人あたり面積(㎡/人)	6.8	9.6

※都市計画道路 整備率=整備延長/計画決定延長

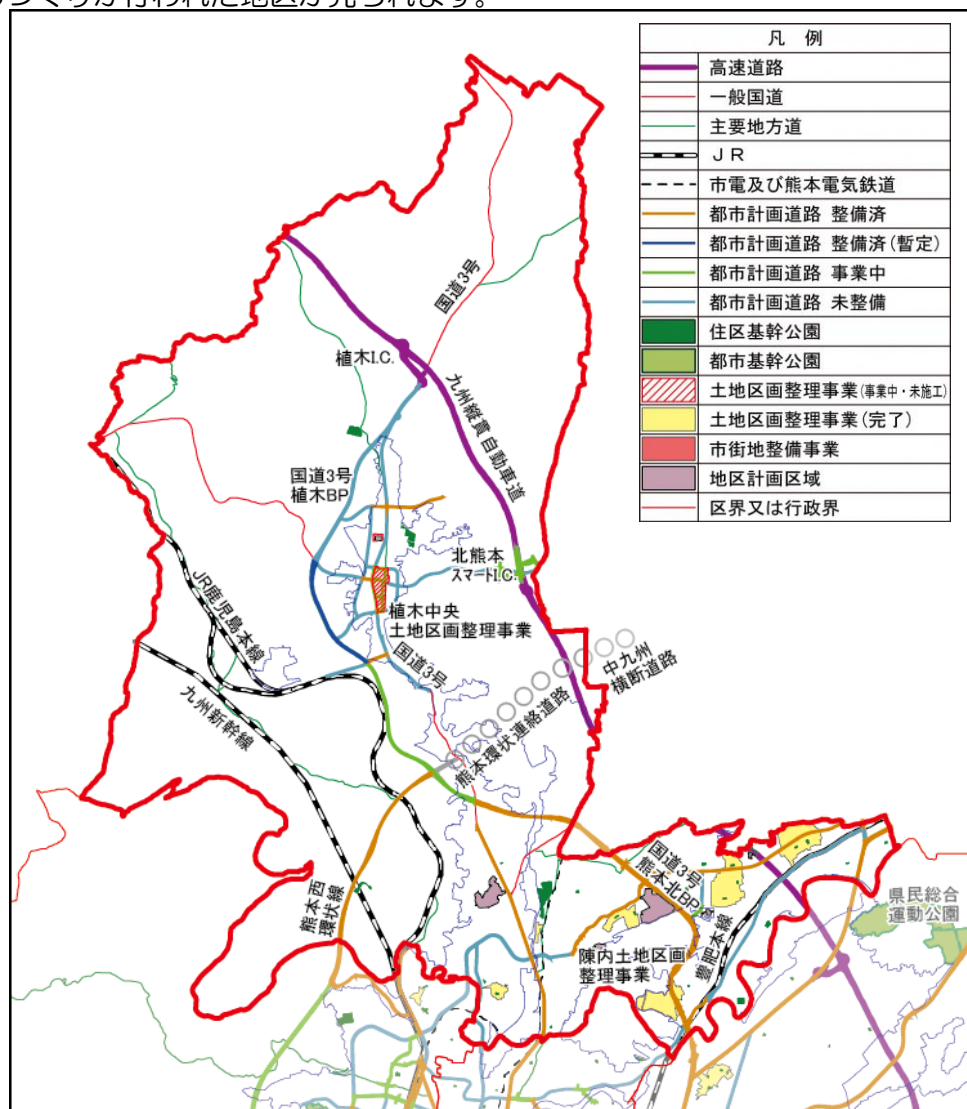
(平成29年4月24日)

※公園緑地面積は住区基幹公園、大規模公園、その他を含む

(平成29年4月24日)

（市街地整備）

- 植木地区では、植木中央土地区画整理事業が事業中です。区南部には、陳内土地区画整理事業が完了した地区や、岩倉台ニュータウン地区、大平地区などの地区計画が指定され、計画的なまちづくりが行われた地区が見られます。



▲ 都市施設状況

※都市計画道路の計画延長や整備状況はH29.4現在。
都市公園の整備状況は、H29.4現在。

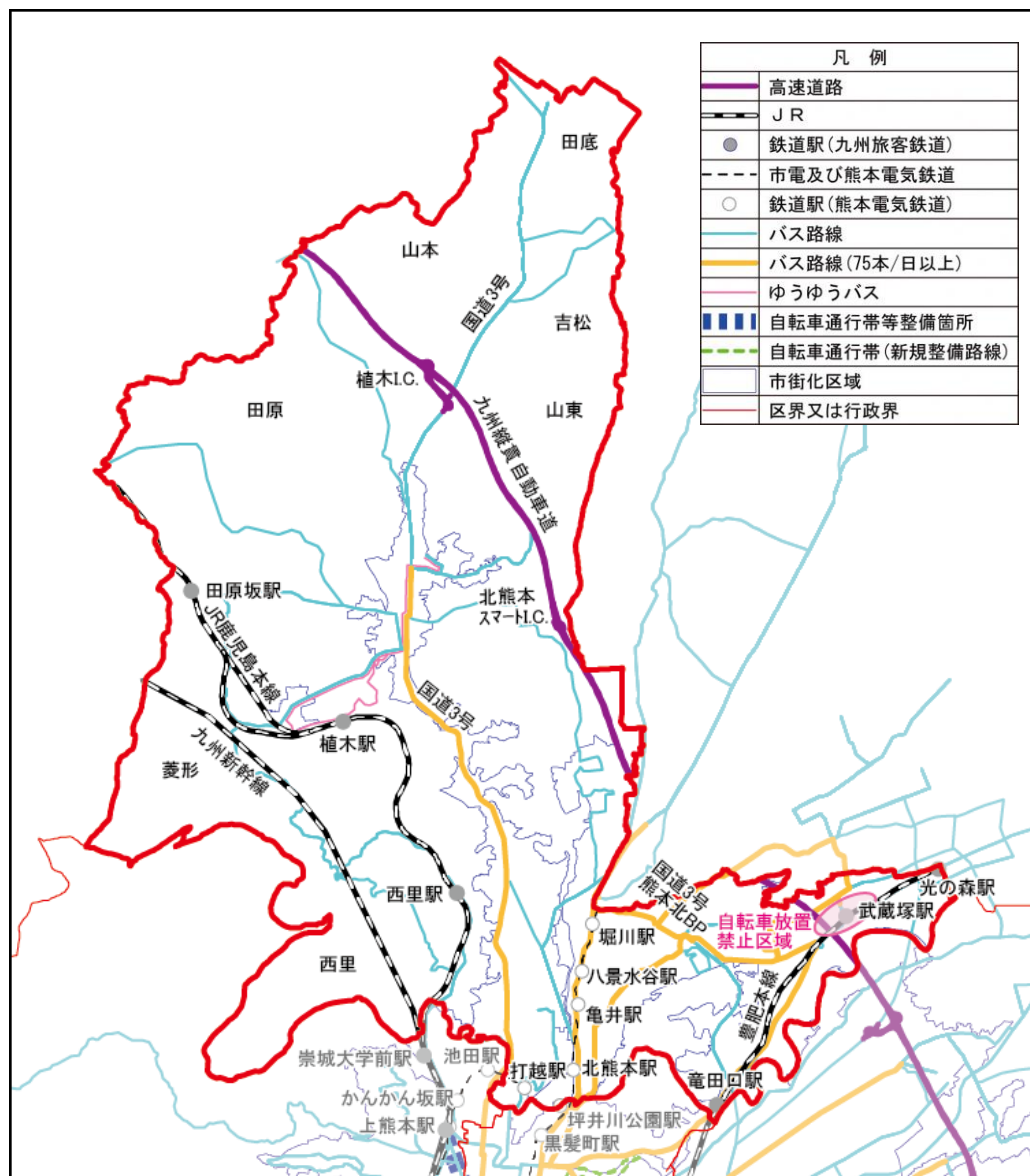
(移動環境)

【公共交通】

- 区内にはJR駅が6駅あり、鹿児島本線に西里駅、植木駅、田原坂駅の3駅、豊肥本線に竜田口駅、武蔵塚駅、光の森駅の3駅があります。
- また、区の南部を熊本電鉄が合志市方面へ運行しており、堀川駅、八景水谷駅、亀井駅、北熊本駅、打越駅の5駅が存在します。
- 路線バスは、幹線道路を主に、市街地を通過しながら中心市街地を結ぶ形で運行しており、それらを補完する区内の移動を支えるバスとして「ゆうゆうバス」が運行しています。しかし、植木地区や西里地区などの一部では公共交通空白地域が存在する状況です。
- このことから、公共交通空白地域では、デマンド型乗合タクシーなどがコミュニティ交通として地域住民の移動を支えています。

【自転車】

- 交通結節点の西里駅や植木駅、さらには武蔵塚駅では、駐輪場が整備されています。
- JR 武蔵塚駅周辺は自転車放置禁止区域に指定されています。

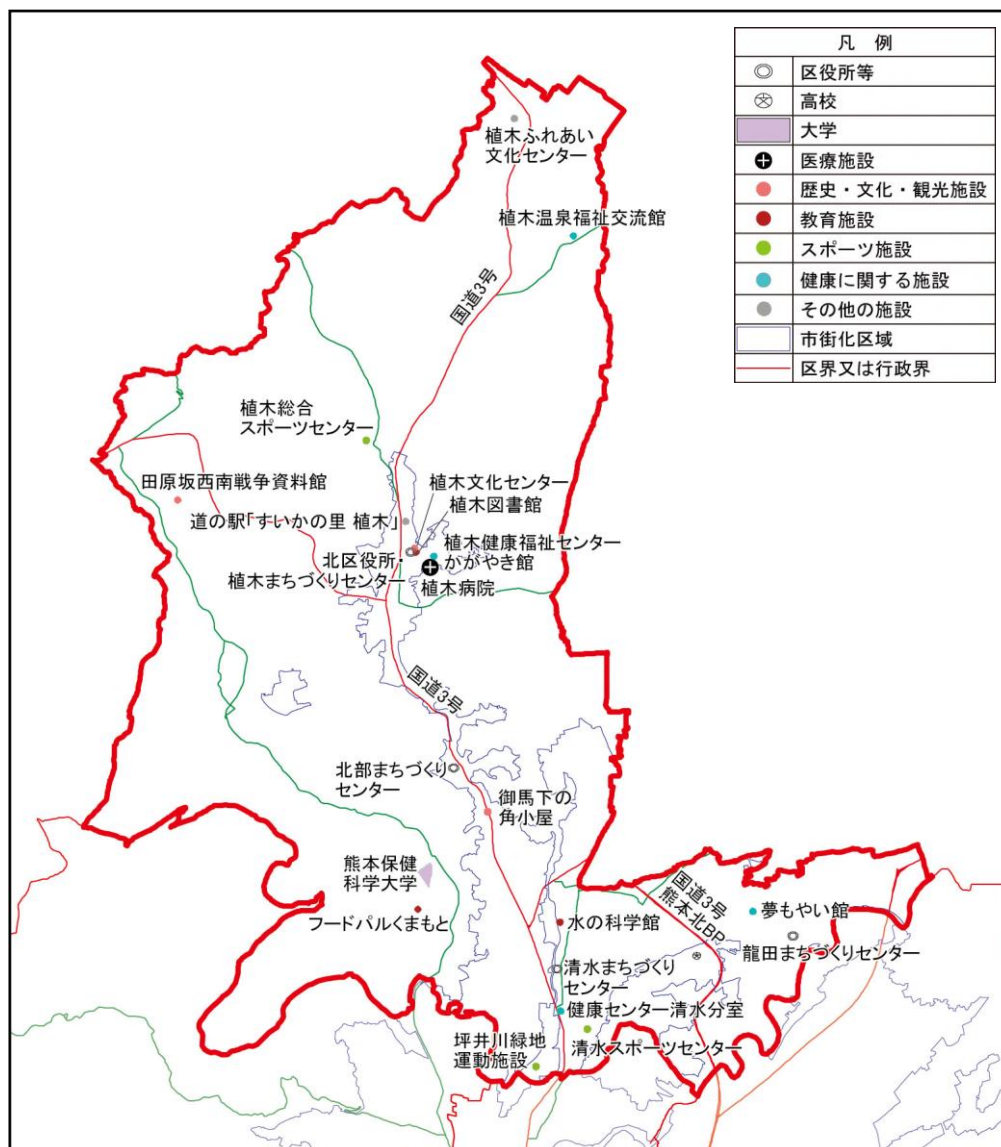


▲ 公共交通網

※バス路線は、H29.4 現在。
 ※ゆうゆうバスは、H29.4 現在。

(主要な公共公益施設等)

- ・北区役所周辺に、文化ホールや図書館、健康福祉センターが立地しています。
- ・二次救急医療施設の熊本市立植木病院が地域拠点の北区役所周辺に立地し、地域包括支援センターが各地域拠点周辺に立地しているなど、医療・福祉施設は地域拠点周辺への立地が見られます。



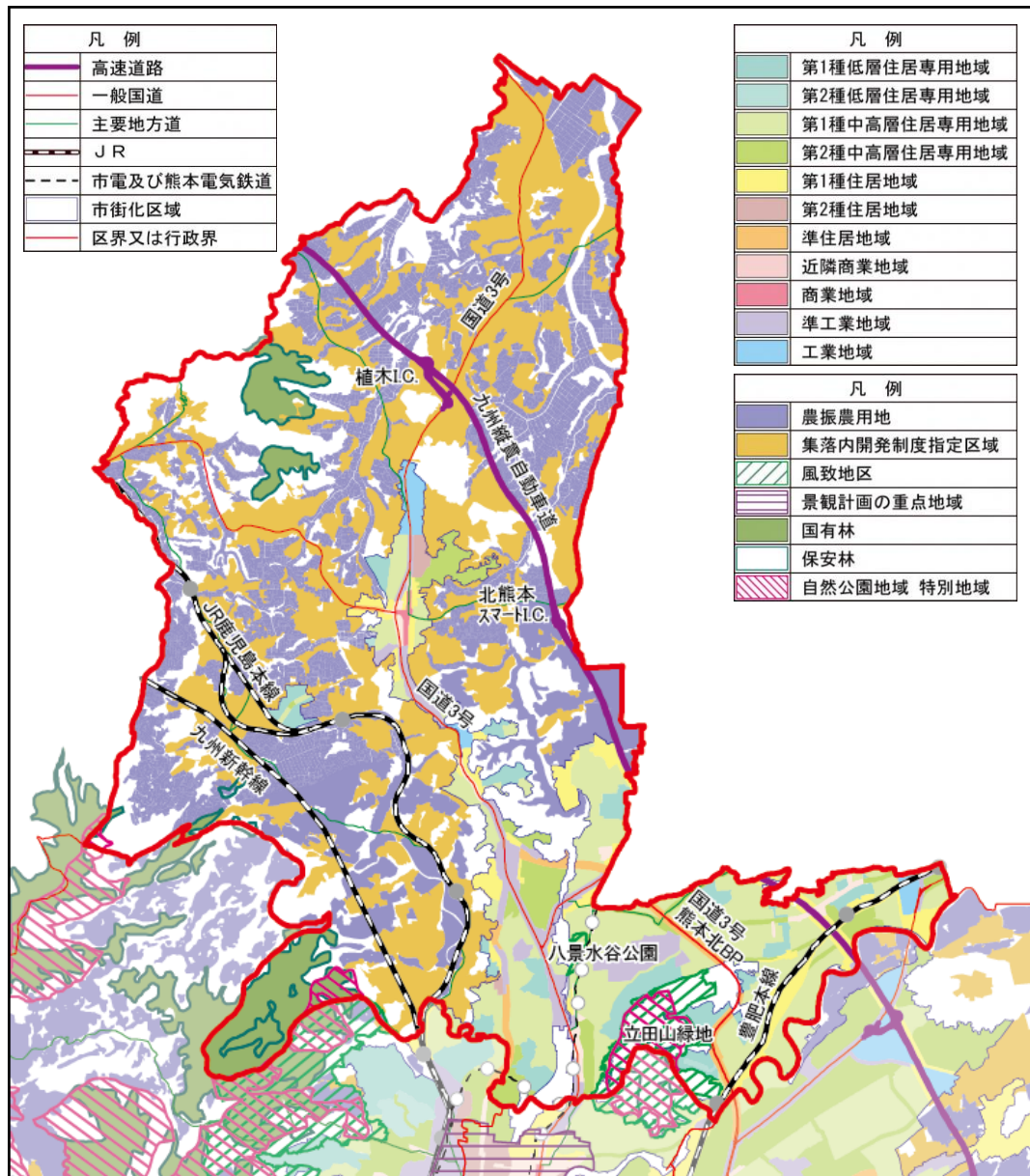
▲ 主要な公共施設 ※各種施設の状況はH29.12.1 現在。

▼ 公共施設一覽表

区役所等	大 学	教育施設	健康に関する施設
北区役所	熊本保健科学大学	植木図書館	健康センター清水分室
北区役所 北部まちづくりセンター	医療施設	フードパルクまもと	植木健康福祉センターかがやき館
北区役所 清水まちづくりセンター	植木病院	水の科学館	夢もやい館
北区役所 龍田まちづくりセンター	歴史・文化・観光施設	スポーツ施設	植木温泉福祉交流館
北区役所 植木まちづくりセンター	御馬下の角小屋	清水スポーツセンター	その他の施設
	田原坂西南戦争資料館	坪井川緑地運動施設	植木ふれあい文化センター
	植木文化センター	植木総合スポーツセンター	道の駅「すいかの里 植木」

(法規制など)

- 区南東部と国道3号沿線を主に市街化区域が広がっており、区の大半は市街化調整区域となっています。
- 市街化調整区域においては、多くのエリアで農振農用地区域に指定されているとともに、既存集落地などの多くの地域において集落地内開発制度の指定区域に指定されています。
- 立田山周辺及び八景水谷周辺は風致地区に指定されており、自然的景観を主体とする良好な都市景観が維持されています。



▲ 法規制

※区区分、用途地域の状況は H29.12.1 現在。

(災害リスクと対策基盤など)

【地震時の災害リスク】

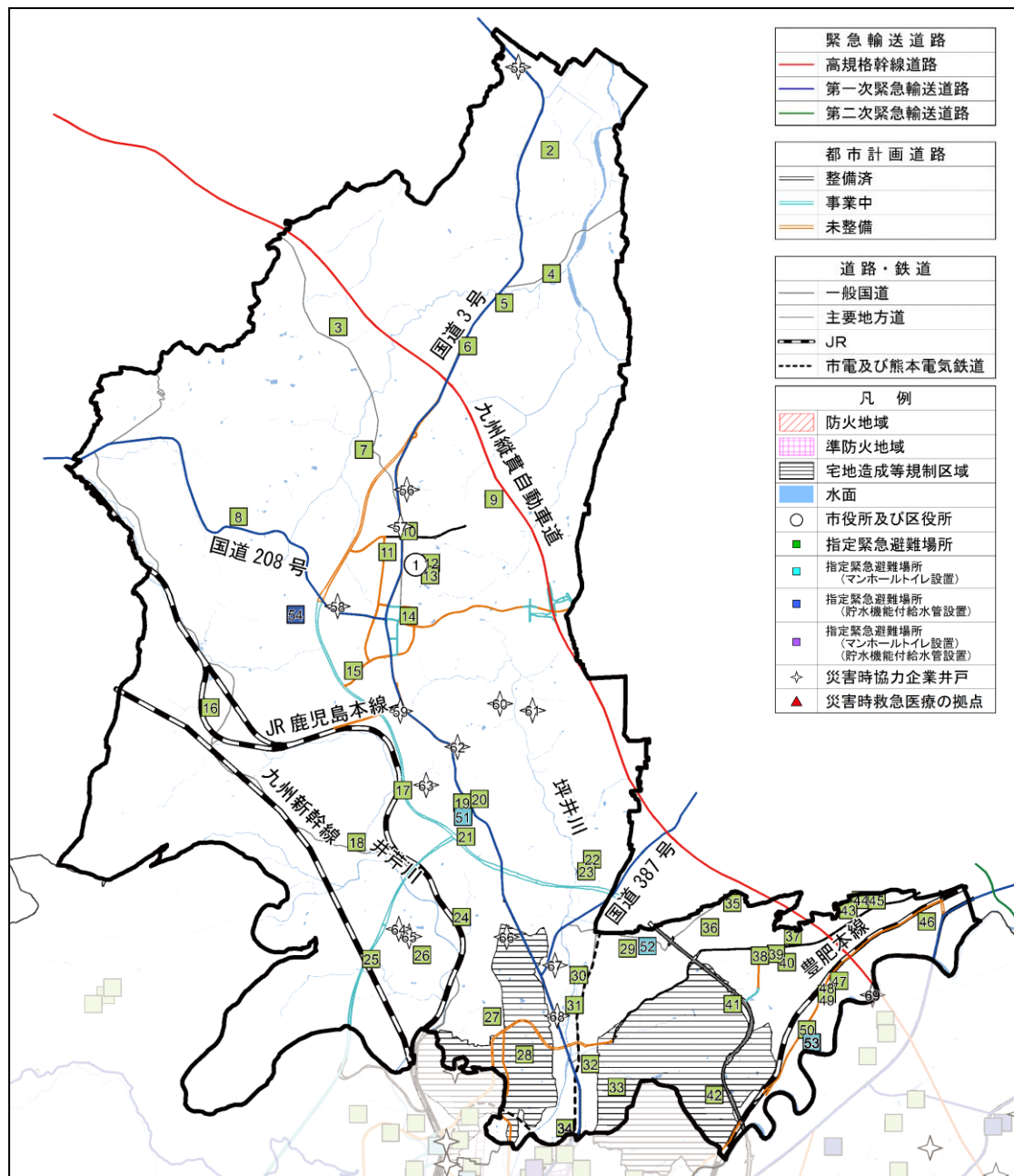
- ・住宅地周辺に流れる河川沿い等について、液状化の可能性が高い地域が点在しています。

【風水害時の災害リスク】

- ・田原坂や岩野山周辺の一部地域が土砂災害特別警戒区域に指定されています。
- ・白川や合志川の周辺などは、大雨によって河川が氾濫した場合、浸水する危険性があります。
- ・北区の一部地域では、近年頻発しているゲリラ豪雨による都市型水害により、浸水被害が発生しています。

【対策基盤など】

- ・防火地域や準防火地域に指定されている地域はありません。
- ・立田山緑地などでは宅地造成等規制区域に指定されています。
- ・平成 29 年 10 月時点において、北区には計 38 箇所の指定避難所が指定されています。その内、北部中学校等の 2 箇所にマンホールトイレが整備され、また、鹿南中学校等の 8 箇所に貯水機能付給水管が整備されています。その他にも、災害時に民間の事業者が管理する井戸を市民が利用できるように協定を結んでいる井戸が 12 箇所あります。
- ・災害時救急医療の拠点として市が指定する公的病院はありません。
- ・国道 3 号や国道 208 号などが第一次緊急輸送路に指定されており、中央区に立地する上記病院へのアクセス道路となっています。



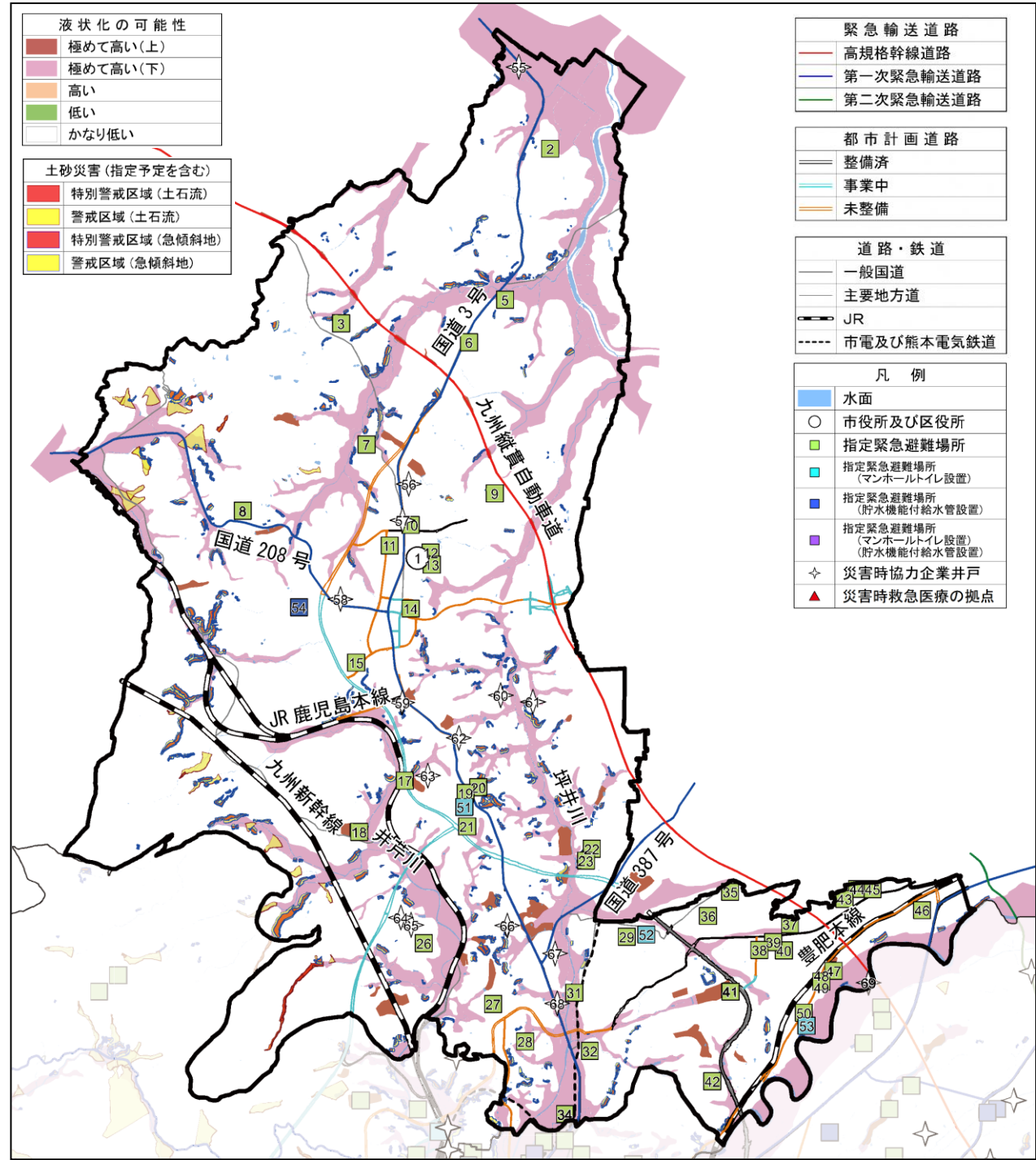
▼ 避難所一覧

▲ 防災関連図（防災施設等）

No.	区役所	No.	避難所	No.	避難所	No.	災害時協力企業井戸
1	北区役所	19	北部まちづくりセンター・公民館	38	楠木小学校	55	(株)JSP九州工場
No.	避難所	20	川上小学校	39	楠中学校	56	博陽工業(株)
2	田底小学校	21	北部公園	40	楠中央公園	57	平田機工(株)本社／熊本工場
3	山本小学校	22	勤労青少年ホーム	41	熊本北高校	58	(株)リョーユーパン熊本工場
4	楠木北中学校	23	北部東小学校	42	龍田西小学校	59	医療法人 横田会 向陽台病院
5	吉松小学校	24	西里小学校	43	武蔵小学校	60	チャレンジめいとくの里
6	吉松スポーツ公園	25	瑞蔵寺公園	44	武蔵ヶ丘中央公園	61	熊本カーハイクセンター協同組合
7	楠木総合スポーツセンター公園(閉鎖中)	26	熊本市食品交流会館	45	武蔵中学校	62	(株)フドーダイ五葉
8	田原小学校	27	TKUぶらざ	46	弓削小学校	63	社会福祉法人 青山会
9	山東小学校	28	高平台小学校	47	武蔵塚公園	64	株式会社 まるふく
10	楠木地域農産物の駅	29	城北小学校	48	龍田まちづくりセンター・公民館	65	(株)ワードパル熊本(とれたて市)
11	五雲中学校	30	八景水谷公園	49	武蔵塚武道場	66	明生病院
12	楠木文化センター	31	清水まちづくりセンター・公民館	50	龍田小学校	67	熊本機能病院
13	芝生広場	32	清水小学校	No.	避難所(マンホールトイレ設置)	68	株式会社 弘乳舎
14	楠木小学校	33	清水スポーツセンター	51	北部中学校	69	ホシサン株式会社
15	桜井小学校	34	坪井川緑地	52	清水中学校		
16	菱形小学校	35	清水新地公園	53	龍田中学校		
17	田原スポーツ公園	36	麻生田小学校	No.	避難所(貯水機能付給水管設置)		
18	今熊公園	37	楠小学校	54	鹿南中学校		

(災害リスクと対策基盤など)

【地震・津波災害時】



▲ 防災関連図（土砂災害・液状化）

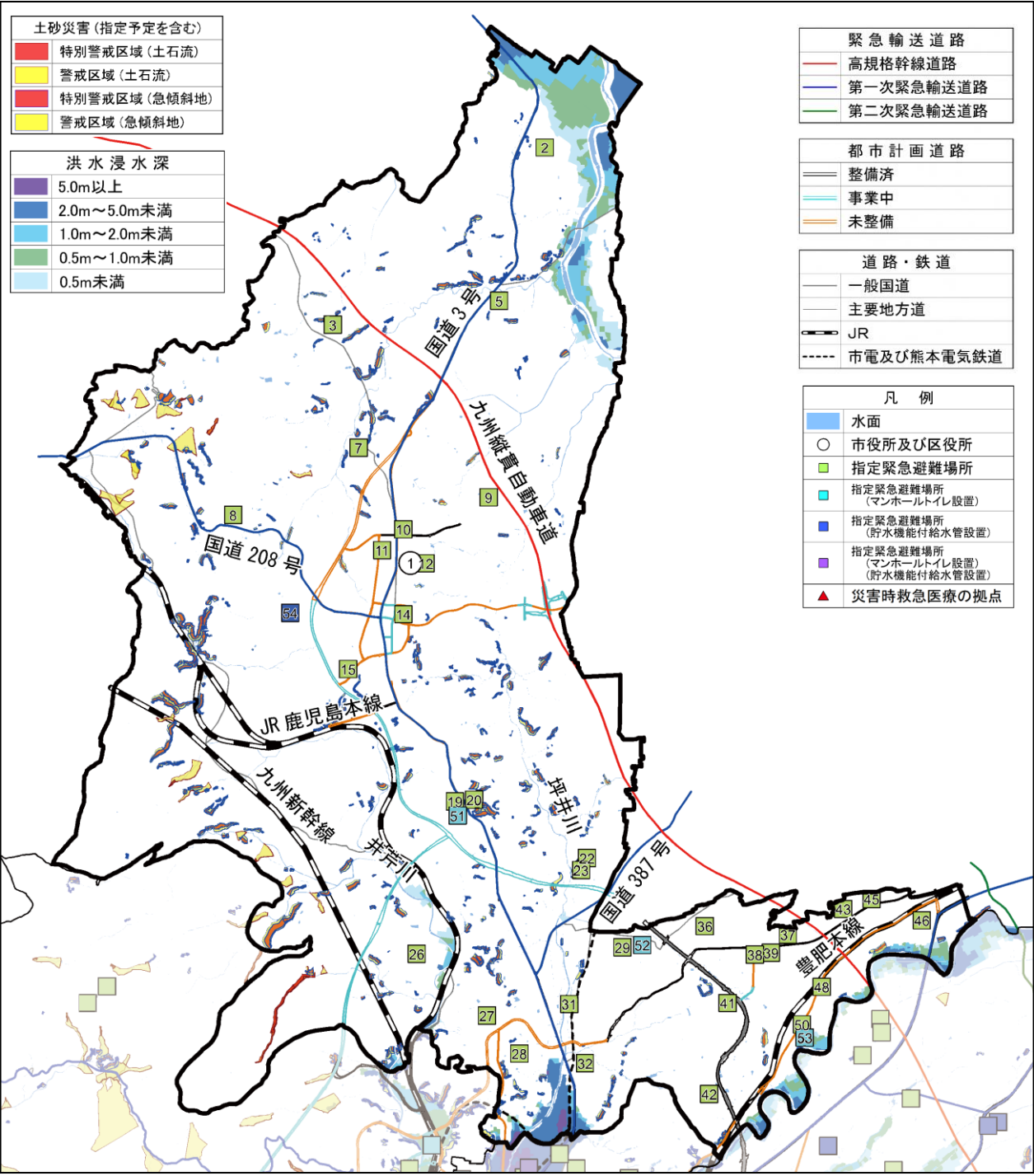
災害リスク	使用したデータ	前提条件	詳細情報確認箇所
土砂災害	熊本県土砂災害情報マップ (平成 29 年 12 月現在)	—	熊本県土砂災害情報マップ http://sabo.kiken.pref.kumamoto.jp/website/sabo/index.html
液状化	熊本市液状化ハザードマップ (平成 26 年 2 月現在)	どこにでも起こりうる直下の地震 竜田山断層地震 布田川・日奈久断層帯地震	熊本市ホームページ https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=2121

※液状化の危険度は液状化危険度判定結果を重ね合わせ、最大となる危険度を示しています。

※土地の災害リスクを把握することにより、自然災害による被害の軽減や防災対策につながります。

- ・緊急避難場所の確認 ・避難ルートの確認 ・井戸設置箇所の確認 ・災害リスクを踏まえた居住地の選択 等

【風水害時】



▲ 防災関連図（土砂災害・洪水）

災害リスク	使用したデータ	前提条件	詳細情報確認箇所
土砂災害	熊本県土砂災害情報マップ (平成 29 年 12 月現在)	—	熊本県土砂災害情報マップ http://sabo.kiken.pref.kumamoto.jp/website/sabo/index.html
洪水	白川洪水避難地図 (平成 17 年 6 月現在)	150 年に 1 回程度の規模の大雨	熊本市ホームページ https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=2121
	坪井川・井戸川・堀川洪水避難地図 (平成 21 年 3 月現在)	最大で 1 時間 90mm・1 日 400mm 程度の規模の大雨を想定	
	熊本市植木町洪水避難地図 (平成 22 年 3 月現在)	菊池川本川では 2 日間の総雨量約 410mm を想定 支川繁根木川では最大 24 時間雨量 481mm を想定	

※洪水浸水深は各河川のハザードマップを重ね合わせ、最大となる浸水深を示しています。

(2) 北区における都市づくり

I 多核連携都市づくりに向けて

1) 居住の誘導方針

- ・植木地区などの4つの地域拠点、さらに国道3号などのバス路線や熊本電鉄駅周辺の居住促進エリアでは、多核連携都市の形成に向けて、道路・公園などの都市基盤整備により良好な居住環境を形成するとともに、一定の人口密度を維持することで、人口減少下においても商業・医療等の日常生活サービス機能や公共交通の利用者を確保し、これらの持続性を確保します。

2) 都市機能の維持・確保方針

拠点	拠点の特徴	拠点づくりの方針
植木地区	本市を代表する優良な農業生産環境を有する広大な地域生活圏の中心	北区の総合的な行政、コミュニティの中心地として、各種都市機能を維持・確保する拠点づくりを行います。
北部地区	今後の国道3号熊本北バイパス、植木バイパス、中九州横断道路等の整備により、広域的交通の要衝としてポテンシャルが向上	広域交流を促進する拠点づくりを行います。
楠・武蔵ヶ丘地区	良好な住宅市街地が形成	近隣町との連携も視野に入れ、幅広い世代が暮らしやすい環境を提供する拠点づくりを行います。
八景水谷・清水亀井地区	水辺環境や環境教育施設など既存環境が充実	既存環境を活かした潤いある拠点づくりを行います。

3) 公共交通の利用促進の方針

- ・鉄軌道駅や主要バス停においては、パークアンドライド・サイクルアンドライド施設などの整備・充実、JR 武蔵塚駅や熊本電鉄堀川駅における鉄道とバスとの乗り換え利便性の向上等により、公共交通機関の利便性向上を図ります。
- ・公共交通の利便性向上を目的に、定時性や速達性向上に向けた既存公共交通機関の機能強化や交通結節点等における機能強化等に併せ、居住促進エリアにおいて積極的に居住を誘導することで人口密度を維持します。

Ⅱ 分野別の取り組み

1) 土地利用

① 商業・業務地

【地域拠点】

- ・地域拠点の植木地区、北部地区、楠・武蔵ヶ丘地区、八景水谷・清水亀井地区は、商業・医療等の日常生活サービス機能を維持・確保し、周辺地域の生活利便性を維持・向上します。
- ・植木地区については、事業中の土地区画整理事業を推進することにより良好な市街地形成を創出します。

【沿道商業・業務の維持】

- ・地域拠点周辺の幹線道路沿線では、既存の機能を維持し、生活利便性の維持に努めます。

② 工業・流通業務地

【産業効率を高める土地利用の適正配置】

- ・フードパル熊本については、食品関連工場を維持・集積し、さらなる活性化を図ります。
- ・今藤工業団地及び植木インターチェンジの周辺では、九州縦貫自動車道への近接性を生かし、工業・流通機能の維持・集積を図ります。
- ・国道3号沿道は、古くから工業・流通業務施設の集積が高く、周辺の住環境などに配慮して機能の維持を図ります。

③ 居住地

【多様な機能が共存する地域特性に応じた居住地の形成】

- ・都市計画道路熊本西環状線と国道3号熊本北バイパスで構成される外環状道路より南側については、既存の商業機能やその他福祉機能等と共存し、地域の特性に合わせた建物の共同化や中高密な住宅地形成による居住環境の改善を図るとともに、居住を誘導することで人口密度を維持します。

【良好な住宅市街地の形成】

- ・国道3号沿線や区の南東部に広がる市街地など、良好な居住環境が形成されている地域では、周辺環境と調和の図れた住宅地として維持します。
- ・郊外部の低中層住宅を主体とする居住地は、現在の土地利用を維持し、農業生産環境と調和した良好な住宅地の形成を図ります。

④ 自然地・集落地

【自然環境の保全】

- ・金峰山、立田山、田原坂周辺、岩野山などの貴重な自然環境は、憩いの場、地下水のかん養域、多様な生物の生息・生育の場として、自然環境及び生物多様性の保全を図り、利用環境の向上に努めます。
- ・北部、植木地区は、本市を代表する優良な農業生産基盤として、その生産環境を保全・維持

していくとともに、生産者等と協働して、交流資源としての利活用を目指します。

- ・水田など優良な農地を農業の生産基盤として保全するとともに、地下水のかん養域としての機能の保全を図ります。

【集落地の生活環境の維持】

- ・市街地背後の既存集落地では、日常生活を支える地域拠点との連携を強化するとともに、自然環境や農業生産環境との調和に配慮した集落地の維持に努め、農林業の生産環境を守りつつ、生活環境の向上やコミュニティの維持・活性化を図ります。

2) 都市交通体系の整備

① 広域交通体系の整備

【広域道路交通ネットワークの形成】

- ・既存の植木インターチェンジの活用や熊本環状連絡道路の整備を推進するとともに、中九州横断道路や国道3号植木バイパス等の整備促進により、本市の更なる発展に寄与する広域交通ネットワークの形成を進めます。
- ・植木バイパスについては、事業化区間の整備と未着手区間の早期着手を促進することで、国道3号の慢性的な混雑の緩和を図ります。
- ・植木地区南部や北部地区からの九州縦貫自動車道へのアクセス性の向上による多様な交流を促進するため、北熊本スマートインターチェンジの整備を推進します。

② 公共交通機関の利用促進

【公共交通サービス水準の向上】

- ・JR 駅や熊本電鉄、地域拠点内のバス停といった交通結節点周辺では、利用を促進するため、パークアンドライド・サイクルアンドライド施設の整備など利便性の向上を推進します。
- ・中心市街地へのアクセスに JR 武蔵塚駅、JR 光の森駅の利用促進を行い、パークアンドライドなどを円滑に行うための駐車場や駐輪場の充実を行います。
- ・JR 武蔵塚駅や熊本電鉄堀川駅において、鉄道とバスとの乗り換え利便性の向上を推進します。
- ・JR 植木駅へのアクセス機能を向上するとともに、パークアンドライドを推進します。

【コミュニティ交通の導入・取り組み】

- ・「ゆうゆうバス」の利便性向上を図るとともに、熊本市公共交通基本条例に基づき、植木地区や西里地区におけるコミュニティ交通の取り組みを支援し、公共交通空白地域等におけるコミュニティ交通の導入に取り組みます。

③ 骨格道路の整備

【地域拠点へのアクセス強化】

- ・地域拠点周辺に位置する都市計画道路の整備を推進し、楠・武蔵ヶ丘地区や八景水谷・清水亀井地区等における円滑な交通環境を形成します。
- ・北部地区では、都市計画道路熊本西環状線の整備を推進するとともに、中九州横断道路や国道3号植木バイパス等の整備促進により、地域拠点内の円滑な交通環境を形成します。
- ・植木地区においては、新市基本計画にて位置づけられた道路の整備を推進し、交通環境の改

善を図ります。

④ 歩行者、自転車利用者のための施設の整備

【自転車利用環境の向上】

- ・乗換拠点周辺の電停・バス停など、自転車利用の需要が高い場所に事業者と連携・協力して、駐輪場の整備を推進します。

3) 市街地整備・住宅整備

① 商業・業務地

【植木地区の総合的な整備】

- ・魅力ある商業・住環境の整備を進めるため、植木中央土地区画整理事業の早期完了に取り組めます。

② 居住地

【良好な居住環境の形成】

- ・植木中央土地区画整理事業による基盤整備がなされている植木地区については、商業・業務機能と共存した良好な住環境整備を推進します。
- ・地域特性に応じた空き地・空き家対策の検討等により、安全で安心な市街地の形成と居住環境の維持に努め、良好な地域コミュニティが形成されるよう市民と行政が一体となった居住環境の形成を促進します。
- ・区の北部・西部など高齢化の進行が著しい地域では、グループホームやサービス付き高齢者向け住宅の適正な供給の促進などの検討も含めて、高齢者が住みなれた地域でいきいきと暮らせる居住環境の形成に努めます。
- ・郊外部においては、自然や街並み、景観などの地域特性を活かし、環境にも配慮しつつ良好な居住環境の維持に努めます。

③ 工業・流通業務地

- ・国道3号や国道387号の沿道などの住宅地に隣接した工業・流通業務地については、住宅地との共存のために必要に応じて環境保全協定の締結を行い、騒音規制法、水質汚濁防止法等に基づいた施設の設置を促します。

4) 自然環境保全及び公園緑地等公共空地整備

① 自然環境の保全

【豊かな自然環境の保全・活用】

- ・田原坂、岩野山の周辺は、歴史文化と一体となった貴重な自然環境や生物多様性の保全・活用を図ります。
- ・白川、坪井川、井芹川、合志川などは、河川環境・生物多様性及び河岸緑地を保全します。
- ・八景水谷公園、坪井川緑地、立田山などは、親水空間や市民の憩いの場としての利活用を図ります。

【官民協働による都市環境の改善】

- ・熊本市緑化助成制度などを活用し、官民協働で環境保全に取り組みます。
- ・市民の緑化活動や自主活動等を積極的に促進し、官民協働で自然環境の保全や新たな緑の創出に取り組みます。

② 地下水の保全**【水源保全対策の推進】**

- ・農地や山林は、本市の生活水を100%賄う地下水のかん養能力の高い区域であるため、農地・山林の保全に配慮したまちづくりに努めます。

③ レクリエーション拠点**【身近な自然環境を活用したレクリエーション拠点の整備】**

- ・田原坂は、田原坂公園を中心に観光・レクリエーション拠点としての活用を推進します。
- ・岩野山・立田山は、緑の拠点ならびにレクリエーション拠点として、身近な自然環境の整備・保全を図ります。
- ・小野泉水公園、寂心緑地、八景水谷公園は、重点的に保全を図る公園緑地として、また、周辺地域の住民による交流の場として活用します。
- ・武蔵塚公園は、歴史資源としてのレクリエーション拠点に加え、緑の拠点ならびに周辺地域住民の交流の場として活用します。
- ・植木病院の隣接地に整備中の植木中央公園は、市民の健康づくりやスポーツ活動の拠点として活用します。

5) その他の都市施設の整備**① 下水道****【下水道未普及地域の解消】**

- ・下水道計画区域に位置付けられた下水道処理区域のうち、未普及地域への下水道整備を推進します。

【浸水対策】

- ・近年頻発しているゲリラ豪雨による浸水被害を軽減するために、地域の特性に合った浸水対策を推進します。

② 河川

- ・白川、坪井川、井芹川、合志川のような国や県が管理する河川については、計画的に河川改修を促進します。必要な場合は、河川環境に配慮した整備を促進します。
- ・市が管理する河川については、災害に強い川づくりを目指し、河川環境に配慮しながら、計画的に河川改修を行います。
- ・井芹川沿いのサイクリングロードや合志川の植木温泉周辺などは親水施設の整備など、うるおいのある水辺空間を形成します。

③ その他の施設

- ・まちづくりセンター、公民館、地域コミュニティセンターを地域住民の交流拠点として有効活用します。
- ・区内の大学を市民の知の拠点として有効活用します。
- ・創エネルギー・省エネルギー（ZEH・ZEB）や節電の取り組みを推進するとともに、区の特性を活かした新エネルギーの導入を図るなど、エネルギーの効率的な利用を促進します。

6) 都市景観形成

【北区の景観形成】

- ・立田山や白川沿岸などの周辺環境と調和し、ゆとりある市街地環境や遠景景観に配慮した景観づくりを目指します。

【重点的な景観形成】

- ・「熊本市景観計画」に基づき良好な景観形成を推進します。
- ・国道3号（北バイパス含む）の一部、国道57号（菊陽バイパス）、国道208号、国道387号などの各沿道は「特定施設届出地区」として、特定施設の新増改築の規制誘導を行い、良好な沿道景観の形成を図ります。

7) 都市防災

①災害に強い都市基盤の形成

【都市施設の防災・減災対策】

- ・災害時の道路ネットワークを確保するため、中九州横断道路や国道3号植木バイパス等の整備を促進します。
- ・オープンスペースは、延焼リスクの軽減や災害時の避難場所として有効であることから、土地区画整理事業等を活用し、その確保に努めます。また、民間のオープンスペースについては、災害時に市民が利用できるよう、官民連携を図ります。
- ・市街地では公共空地の確保や緊急輸送路の維持管理に努め、延焼遮断空間の形成を図ります。
- ・植木バス停周辺を乗換拠点としたバス路線網の再編を進めることで、移動手段の多重化を図りながら、公共交通の災害対応力の向上も目指します。
- ・田原坂周辺等の急傾斜地における土砂災害や、白川・合志川における河川氾濫に対する防災対策を促進します。

【建築物・宅地の防災・減災対策】

- ・植木地区等の地域拠点や緊急輸送道路沿道の建築物及び病院、店舗等の不特定多数の者が利用する建築物等について重点的に耐震化を促進します。
- ・市有建築物については、計画的に耐震化を進めるとともに、その整備にあたっては、高齢者や障がい者等に配慮した施設の段差解消や、多目的トイレ等の整備などのバリアフリー化に取り組みます。
- ・災害時に公共施設等において再生可能エネルギーを活用するために、災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムの構築を推進します。
- ・個人住宅の耐震診断及び耐震改修を促進するとともに、耐震診断士等の育成に努めます。
- ・個人住宅や民間建築物の耐震化に対する意識の向上を図るために、地域と連携した周知・啓

発活動や補助制度の拡充などに取り組みます。

- ・災害時における、ブロック塀及び宅地擁壁倒壊による被害防止のために、危険性や基準等の周知や正しい施工技術及び補強方法の普及を図ります。また、ブロック塀撤去後の生垣化を促進します。
- ・地震に伴うがけ崩れ等による被害を軽減するため、災害危険区域や土砂災害特別警戒区域等の危険住宅からの安全な場所への住み替えや土砂災害のおそれのある危険な箇所における住宅等に対する必要な対策や支援などを推進します。
- ・熊本地震により変状等が生じている盛土部などの造成宅地において、滑動崩落対策を推進します。
- ・熊本地震の影響により、未だ恒久的な住まいの確保が困難となっている被災者も多くいることから、コミュニティの維持・形成にも配慮しながら、既存市営住宅等を活用し、被災者の住まいの確保支援に取り組みます。

②災害時でも機能する拠点の整備

【地域拠点】

- ・災害時でも、市民の生活の利便性を確保する拠点として機能するよう、医療・商業施設等の耐震性の向上を図るため、構造躯体の耐震対策、非構造部材（天井、建具等）の損傷・移動対策、陳列棚転倒対策等について行政の支援制度及び民間事業者との災害協定について検討します。

【災害対応に必要な拠点】

- ・植木病院の隣接地に整備中の植木中央公園は、災害時の避難場所及び避難地としての利用を検討します。また、隣接する北区役所や植木病院と一体的に機能するよう、官民連携を図ります。

③ 市民・地域・行政の災害対応力の強化

【市民の災害対応力の強化】

- ・ハザードマップ等の活用により、岩野山周辺等の土砂災害特別警戒区域や、液状化の可能性が高いエリア、白川等の河川氾濫時の浸水エリアなどの災害リスク及び避難経路、避難所、井戸設置箇所等の確認を促します。
- ・地域の防災リーダーとなる人材を育成するために、防災士資格を取得するための講座を開催し、防災士が活躍できる環境を整えます。
- ・発災後の3日間程度を自らでしのげる食料・水等の備蓄などの呼びかけのほか、電気等のエネルギーの自給を促進します。
- ・市民が、防災に関する正しい知識を持ち、災害時に的確な行動を取れるように、保育所や認定こども園、幼稚園、学校等において幼少期から防災教育に取り組むとともに、企業等のみならず、そこで働く方々の防災意識向上に向けた取り組みを促進します。
- ・災害が発生した場合に地域住民が連携し協力し合って、自助・共助の考えに基づき地域の被害を最小限度に抑えるために活動する自主防災クラブの結成を促進します。
- ・リーダー研修会の実施、モデル地域の紹介等を通じ、防災知識の啓発を行い、併せて防災士養成講座を実施し、自主防災組織の中心となるリーダーを育成することにより、自主防災組織の活動活性化を図ります。

【地域の災害対応力の強化】

- ・自主防災クラブの結成促進と地域版ハザードマップ作成の推進により地域防災力の向上を図ります。
- ・地域活動や防災に対する日頃からの関心を高め、災害時にも地域の中で支え合えるまちづくりを進めるため、町内掲示板等を活用した地域の情報発信を促進します。
- ・地域が主体となって防災力強化に取り組めるよう、防災士資格取得支援制度の案内や防災体験型のキャンプ等を実施するなど、行政のサポート体制の充実について検討します。

【行政の災害対応力の強化】

- ・北区管内にある防災備蓄倉庫を定期的に点検を行うとともに、大規模災害が発生した場合は十分に対応できるよう適切に管理します。
- ・小・中学校等の避難所にマンホールトイレ、トイレの洋式化（多目的トイレを含む）、貯水機能付給水管等の整備、固定電話の設置など必要に応じた機能強化を行います。また、要配慮者等の視点に配慮したスペースを確保するとともに、間仕切りやスロープなどの整備に努めます。
- ・高齢者や障がい者、妊産婦、子ども等、避難所等で生活に支障がある方々に対して、その家族や支援者も含め、十分な配慮をするとともに、福祉避難所を拡充し、開設訓練の充実等を図ることなどにより、発災直後から円滑に運用できるよう体制構築に取り組みます。
- ・一時避難場所である道の駅「すいかの里植木」では、防災関連の備品拡充等により防災機能を強化するとともに、平時は防災についての学習や地域交流の場としての活用を検討します。
- ・大規模災害発生時においては、発生直後の数日間は避難所開設・運営における行政の支援に限界があることから、小学校校区ごとに「校区防災連絡会」及び「避難所運営委員会」を設立し、防災訓練を支援するなど地域が自主的に災害に対応できる体制づくりを推進します。また、各地域の取り組み事例を紹介するとともに、災害時には情報共有や物資の調整など、地域間の連携を図ります。
- ・災害時に備えて、国際交流会館の指定管理者、県・市町村、各大学、民間団体、在熊の外国人コミュニティ及び町内自治会等との連携を図り、防災意識の啓発や、外国人が防災訓練等の地域活動へ積極的に参加できる環境づくりに努めます。
- ・観光客等は利用施設に不慣れであり、地理に詳しくないため、観光地周辺の避難場所を整備するとともに、道路標示や案内板の整備を推進します。
- ・既に整備されている避難所について、宿泊施設や観光客が立ち寄る施設、イベント主催者等に協力を依頼し、近隣の避難所の地図を配るなど円滑な避難誘導體制の充実を図ります。
- ・災害時における正確かつ適切な情報収集・発信及び伝達を図るため、避難所を含めた市内部及び国・県等の外部機関、さらには町内自治会等の地域団体・民間団体との情報共有体制を整備するとともに、指定避難所以外への避難者や車中泊の避難者等の情報収集に努め、効果的な情報伝達手段を確立します。
- ・発災時に即時的で確かな情報提供等を行うために、SNSを活用し、市民・地域・行政が普段から情報を共有できる地域の情報共有ツールを構築します。
- ・災害発生時において、効率的に廃棄物を収集できるよう、ごみステーションにおける災害廃棄物の分別や搬出方法について積極的に周知します。
- ・応急仮設住宅建設予定場所の選定にあたっては、公園等の公有地を第一に予定地とし、周辺の医療機関、学校、商店及び交通機関などの場所を総合的に配慮し予定地の確保を行います。また、応急仮設住宅の建設にあたっては、地域性や被災者のニーズを考慮し、借上げ型応急仮設住宅や公営住宅の提供と合わせて適切な供給量を確保するとともに、子育て世帯や高齢

者、障がい者等の被災者に配慮した施設整備に努めます。

- 災害発生直後から、民間賃貸住宅の借上げによる借上型仮設住宅の提供が円滑にできるよう
平時から不動産関係団体等との連携を図ります。

北区 将来の都市づくりの姿
《将来構成図》

